ホームドア設置駅数（番線数）の推移

国土交通省

○令和５年度末までに2,647番線、うち利用者数10万人以上の駅においては559番線でホームドアが整備済み。

令和７年度までの**整備目標**（バリアフリー法に基づく基本方針）

鉄軌道駅全体：3,000番線

うち1日当たりの平均利用者数**10万人以上の鉄軌道駅：800番線**

※令和５年度末時点の総駅数および総番線数
総駅数：9,407駅（うち、10万人以上駅：235駅）
総番線数：19,993番線（うち、10万人以上駅の番線数：1,126番線）

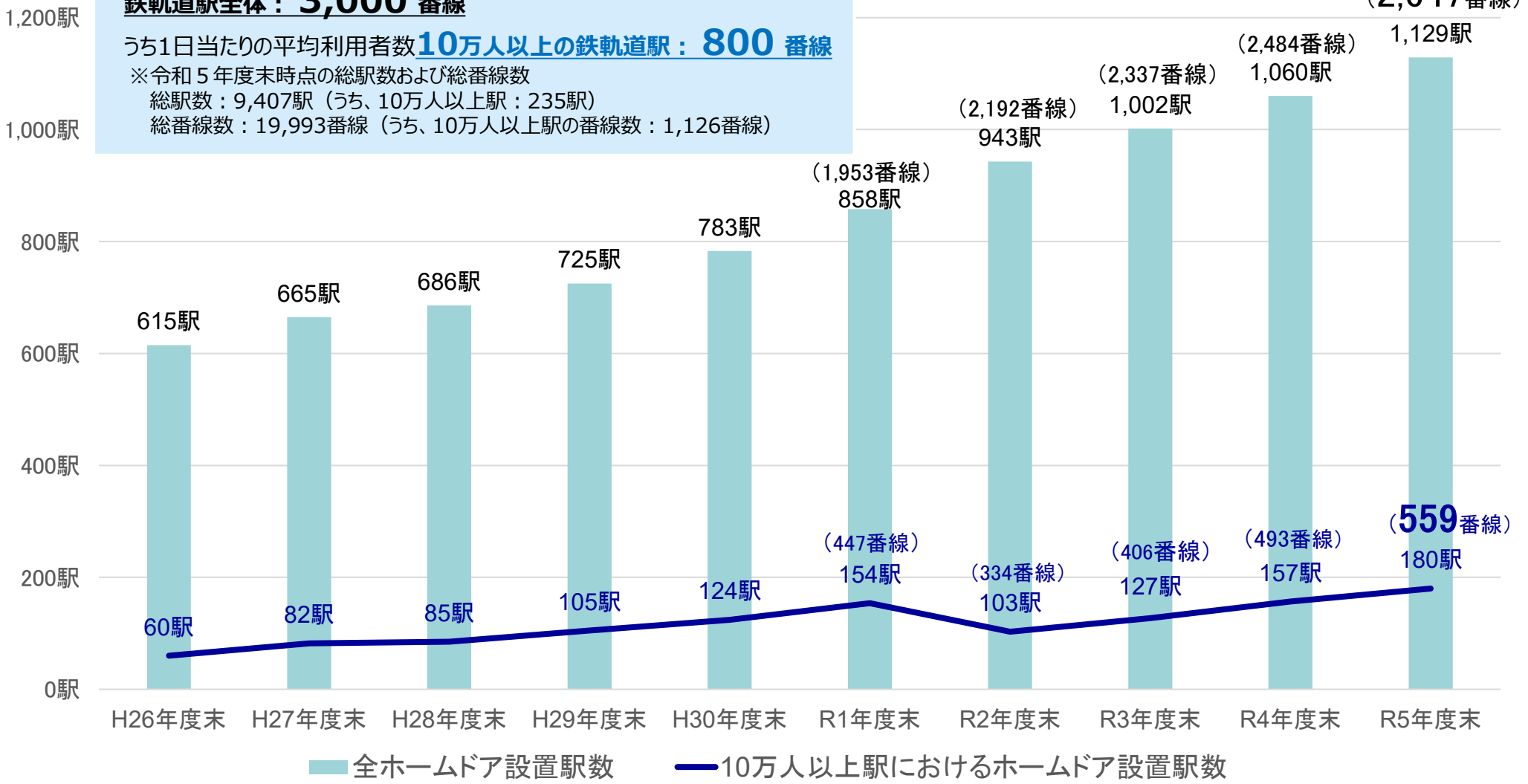

※1　新型コロナウィルスの影響により、鉄道利用者数が減少したことから、令和2年度における「10万人以上駅におけるホームドア設置駅数（番線数）」が減少。
※2　ホームドア設置番線数については令和元年度より集計。

東京都内のホームドア設置駅数(番線数)の推移

国土交通省

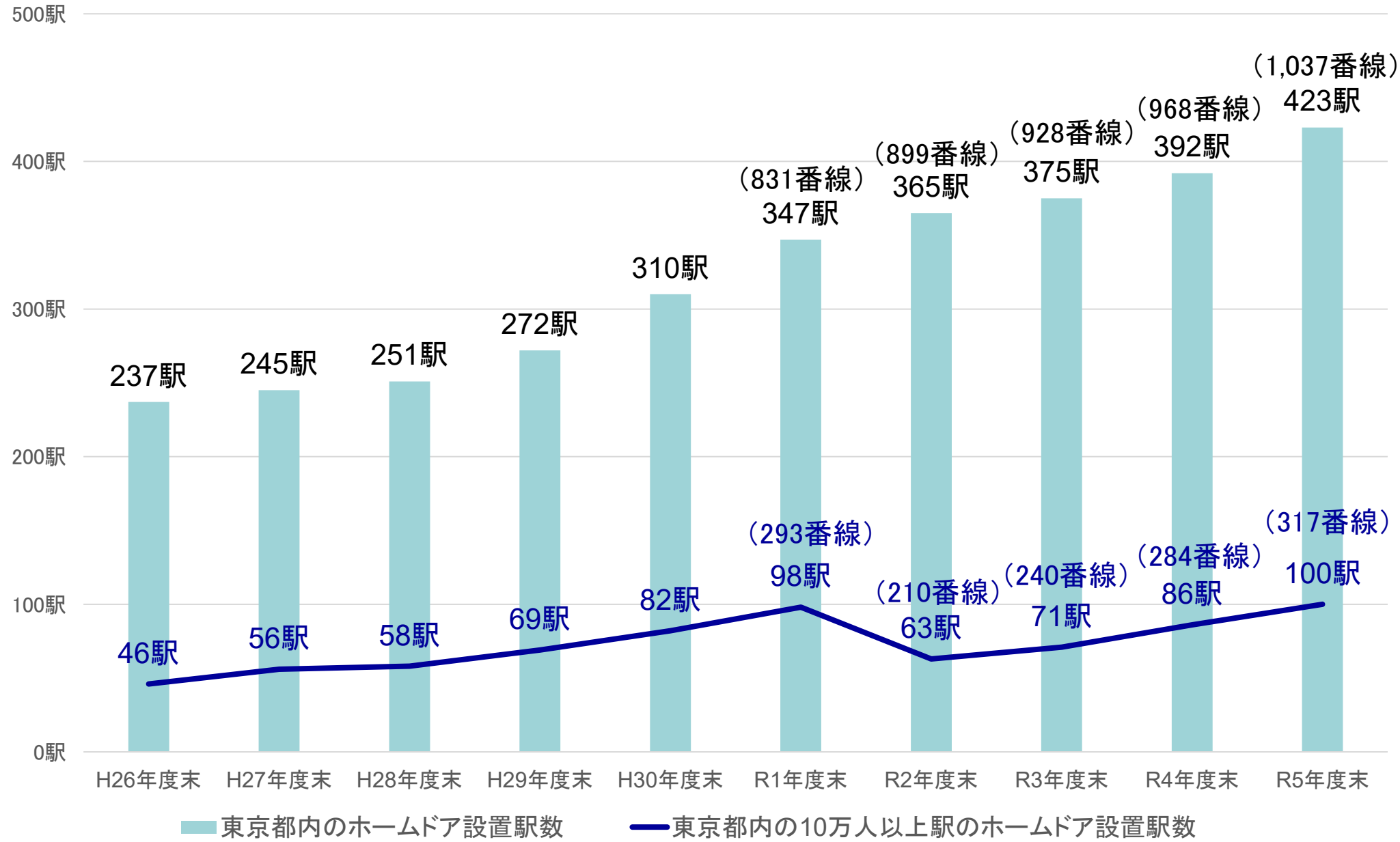

※ 新型コロナウィルスの影響により、鉄道利用者数が減少したことから、令和2年度における「10万人以上駅におけるホームドア設置駅数(番線数)」が減少。

「鉄軌道のバリアフリー化の整備推進に関する検討会」とりまとめ（令和7年3月）における令和8年度以降の整備目標（案）

国土交通省

鉄軌道における令和８～12年度の整備目標（案）

今後、国土交通省全体における「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」での議論を経て決定予定。

青字：令和7年度末目標との変更箇所

目標		令和５年度(2023年度)末実績	令和7年度(2025年度)末数値目標	令和12年度(2030年度)末数値目標案	数値目標以外の目標案
3,000人/日以上及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人/日以上の鉄軌道駅におけるバリアフリー化率	段差の解消	93.9%	原則 100%	原則 100%	・地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ・その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化 ・高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、**駅及び周辺施設の状況や駅の利用状況及び駅の構造等の制約条件等を踏まえ、地域の支援の下、**可能な限りバリアフリールートの複数化を進める
	転落防止設備	83.9%	原則 100%	原則 100%	
	視覚障害者誘導用ブロック	45.3%	原則 100%	原則 100%	
	案内設備	77.1%	原則 100%	原則 100%	
	障害者対応型トイレ	92.4%	原則 100%	原則 100%	
	障害者対応型券売機	90.6%	（明記なし）	**原則 100%**	
	拡幅改札口	96.8%	（明記なし）	**原則 100%**	
ホームドア・可動式ホーム柵の設置番線数（※1）		2,647番線（559番線）	3,000番線（800番線）	4,000番線（900番線）	
プラットホームと車両の段差・隙間を縮小している番線数（※2）		（※3）	－	4,000番線	
鉄軌道車両におけるバリアフリー化率		59.9%（※4）	約70%（※4）	約80%（※5）	・新幹線車両**及び特急車両**について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める

※1:カッコ内は、10万人/日以上の駅の番線数（内数表記）
※2:「プラットホームと車両の段差・隙間を縮小している番線数」とは、一列車またはホーム一箇所でも、プラットホームと車両の間の段差・隙間が段差3cm・隙間7cmを満たす箇所がある番線数をいう。
※3:国土交通省集計値：2,169番線
※4:令和2年4月施行の移動等円滑化基準（1列車ごとに2以上（3両編成以下は1以上）の車椅子スペースの設置等）適合車両数の全車両数に対する割合
※5:現行（令和5年4月施行）の移動等円滑化基準（新幹線及び特急車両における車椅子用フリースペースの設置等）適合車両数の全車両数に対する割合

鉄軌道駅

現行

＜ホームドア・可動式ホーム柵＞

➢ 転落及び接触事故の発生状況、プラットホームをはじめとする駅の構造及び利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの整備の加速化を目指し、地域の支援の下、令和７年度までに3,000番線、うち、平均利用者数が10万人/日以上駅で800番線を整備する。

＜段差・隙間の縮小＞

➢ 駅施設・車両の構造等に応じて、充分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める。

現状値（2023年度末時点）	
ホームドア等の設置状況	2,647番線
（うち10万人/日以上の駅）	（559番線）

＜その他＞

➢ 高齢者、障害者等に迂回による過度な負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該鉄軌道駅及び周辺施設の状況、当該鉄軌道駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールートの複数化を行う。

目標案

目標値の新設、引き上げ等により、更なるバリアフリー化の推進をめざす

＜ホームドア・可動式ホーム柵＞

➢ 転落及び接触事故の発生状況、プラットホームをはじめとする駅の構造及び利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの整備の加速化を目指し、地域の支援の下、令和12年度までに4,000番線、うち、平均利用者数が10万人/日以上駅で900番線を整備する。

＜段差・隙間の縮小＞

➢ コンクリート軌道かつ直線部を含むプラットホーム等において、4,000番線を整備する。

＜その他＞

➢ 「原則全てバリアフリー化」の指標に、「障害者対応型券売機」「拡幅改札口」の指標を追加

➢ 高齢者、障害者等に迂回による過度な負担が生じないよう、駅及び周辺施設の状況、駅の利用状況及び構造等の制約条件等を踏まえ、地域の支援の下、可能な限りバリアフリールートの複数化を行う。

次期目標設定に係る今後の予定

国土交通省

鉄軌道のバリアフリー化の整備推進に関する検討会

令和６年７月24日：第１回（キックオフ、検討ポイント等） → 令和６年10月9日：第２回（当事者団体等ヒアリング） → 令和６年12月10日：第３回（とりまとめ案） → 令和７年２月17日：第４回（とりまとめ）

とりまとめは令和7年3月11日公表

鉄道分野としてのとりまとめ内容を、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」の次期目標設定に反映

（国土交通省全体）バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会

令和６年５月30日：第12回（キックオフ、論点提示） → 令和６年10月16日：第13回（各項目への検討の方向性議論） → 令和７年３月26日：第14回（中間とりまとめ案の提示） → 令和７年５月30日：第15回（最終とりまとめ案の提示）

その後、最終とりまとめの公表、パブリックコメントを経て、バリアフリー法に基づく基本方針（告示）の改正